

## 東京工芸大学公的研究費不正防止計画推進室設置要項

### (趣旨)

第1条 東京工芸大学に、「東京工芸大学における研究活動等に係る不正防止に関する規程」第7条第1項の規定に基づき、公的研究費不正使用防止計画を推進するため、公的研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

### (構成)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 工学部長及び芸術学部長
- (2) 工学部事務部長及び芸術学部事務部長
- (3) 厚木キャンパス事務部教育研究支援課長及び中野キャンパス事務部教育研究支援課長
- (4) 法人事務局管理課長(厚木担当及び中野担当)
- (5) その他室長が指名する者 若干名

### (室長)

第3条 室長は、工学部長とする。

### (業務)

第4条 推進室は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 公的研究費に係る不正発生要因の把握並びに不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (2) 具体的な公的研究費不正防止計画の策定及び実施
- (3) 公的研究費に係る不正防止に関するチェック体制の構築
- (4) 公的研究費に係る事務処理手続に関するルールの一統化
- (5) 公的研究費に係る不正防止に関する諸規程の周知徹底

### (庶務)

第5条 推進室の庶務は、法人事務局管理課(厚木担当及び中野担当)が行う。

### (雑則)

第6条 この要項に定めるほか必要な事項は、推進室が別に定める。

### (要項の改廃)

第7条 この要項の改廃は、学長と協議のうえ理事長が行う。

### 附 則

この要項は、平成19年11月1日から施行する。